延長保育申込にあたっての確認書【2027年度】

		※以下の内容を確認の上、確認欄にチェック☑し、保護者氏名欄に署名又は記名押印をお願いします。	確認欄
確認事項	1	延長保育は1歳児クラス（根津保育園は満1歳）からです。	☐
	2	延長保育は週３日以上、**就労により**午後6時15分までにお迎えに来ることができない場合に対象となります。	☐
	3	文京区外在住の方及び保育料の滞納がある方、就労要件ではない方は、延長保育の選考の対象になりません。	☐
	4	延長保育料を滞納された場合、延長保育を解除いたします。 また、月途中の解除であっても、延長保育料は1か月分となります。	☐
	5	月に12日以上利用がない方は、延長保育を辞退してください（感染症等、特別な事情がある場合を除く。）。	☐
	6	育児休業を取得する場合は、延長保育を辞退（利用解除）してください。辞退（利用解除）する月の末日までに幼児保育課に「延長保育 辞退・申込取下届」を提出してください。	☐
	7	申請書の有効期限は申込みから当該年度1月までです。それまでに延長保育が利用出来ず、次年度以降も引き続き延長保育を希望する場合は、再度申込みが必要となります。	☐
	8	保護者の仕事等の状況が変更になった場合、直ちに変更届、就労証明書等を提出してください。変更内容により再選考となった場合、継続利用できない場合があります。	☐
入園・転園申込み者	9	延長保育が利用できない場合も入園・転園が決定されますので予めご了承ください。	☐

延長保育申込みにあたり、本確認書1から9までの事項について確認しました。

日付：　　保護者氏名：
（署名または記名押印）